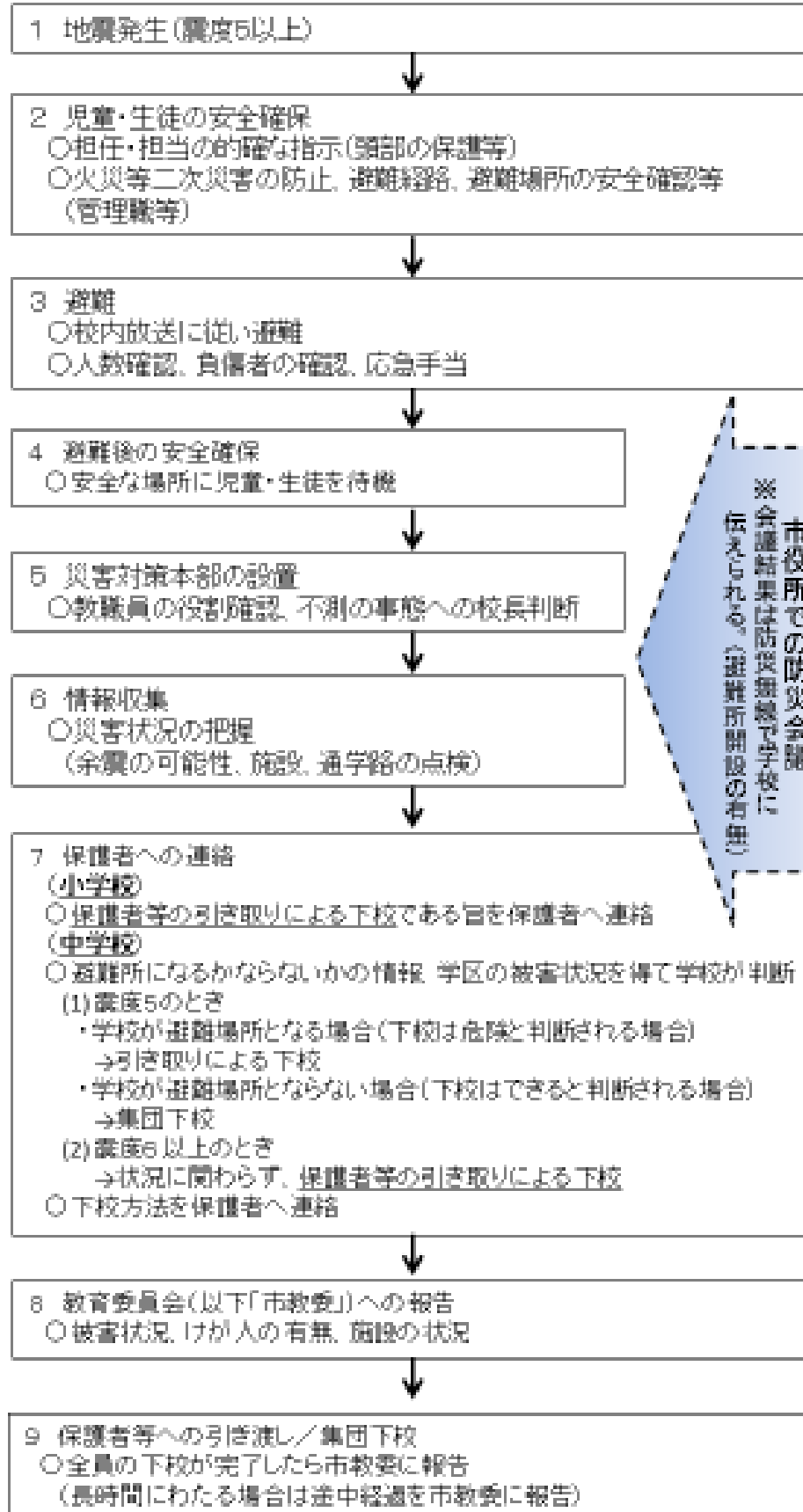


国立市立小・中学校における地震発生時の基本対応手順

☆ 震度6以上の地震発生の際は小・中学校ともに保護者等の引き取りによる下校とする。

令和6年4月 国立市教育委員会

各校における対応モデル



※会議結果は防災無線で各学校に伝えられる。(避難所開設の有無)

市教委との連絡体制

- ・震度6以上の場合は、学校と市教委との連絡手段が絶たれた場合も、左記「各校における対応モデル」に従って行動する。
- ・校長が不在の場合は、副校長→主幹教諭→生活指導主任を判断者とする。

<基本とする連絡体制>

- (1) 災害時は国立市教育委員会が貸与している携帯電話を基本連絡手段とする。事務室等の固定型についても、持ち出しができるよう電池等の準備をしておく。
- (2) 防災無線は、災害時においても教育委員会以外からの情報も提供できる有効な連絡手段であり、日頃から校内で数名が使用できる状態にしておく。また、ファックス用電話が防災用の優先電話になっていることも校内で周知しておく。
- (3) 市教委は震度6以上の地震がきたとき、以下のことを再確認する。
 - ア 保護者引き取りの下校であること
 - イ 翌日は臨時休校であること(臨時校長会実施の可能性)
 - ウ 被害状況(けが人の有無、施設の状況)を報告すること
 - エ 引き取り状況を報告すること
- (4) 学校は(3)のウ・エについて全児童・生徒が下校完了をするまで、またけが人がいる場合は状況が安定するまで報告を続ける。
- (5) 連絡手段がすべて絶たれている時は「対応モデル」に基づき、校長が判断し、対応する。

<けが人等への対応>

被害が大きい場合は、救急車の要請等が難しくなる。地域の医療関係機関との緊急時の連携体制について検討しておく。また、市教委は学校の報告を受けて、市職員を学校に派遣する体制を整えておく。

<臨時校長会の開催について>

- (1) 市教委は日時・場所を決め、校長に連絡網等を使い連絡をする。
- (2) 臨時校長会には普段の校長会に加え、給食センター長、防災安全課、子育て支援課、児童青少年課等の参加を要請する。
- (3) 協議内容は、現状報告、給食や放課後キッズ、学童・児童館、部活動・放課後学習支援教室等の扱い、保護者への通知内容等の検討、これらを踏まえた今後の対応とする。

防災安全課との連携

<防災用備蓄、物資について>

- 校長の判断で、市の防災用備蓄物資を児童・生徒に供給及び貸与することができる。年度の初めに備蓄品等の一覧表を提示してもらい、学校としても備蓄品等の定期的な確認の仕組みを整えておく。
- 備蓄品等を使用した場合は防災安全課に一報を入れる。
- 非常時に発電機を学校としても使用できるようにしておく。その燃料の保管についても校内で周知しておく。

<避難所について>

- 避難所開設については防災安全課の指示により開設するものとし、「避難所運営マニュアル」に従うものとする。
- 被災状況によって、避難所として学校に参集してくる地域の人々がいる場合に、児童・生徒対応と被災者対応の両方を行わなければならないこともあることを想定して学校体制を整えておく。
- 避難所開設のための責任者が未就学までの間、学校が避難参集者への指示等を出す。
- 校門と体育館の鍵を2つコピーし、厳重な管理体制の下、学校参集員が使用できるようにしておく。

<市役所職員について(学校が閉鎖している時)>

- 震度6の場合は市職員が市役所へ参集し、指示を受けて必要な避難所(学校)へ参集する。
- 震度6以上の場合は市の指定参集職員が直接避難所(学校)へ参集する。
- 学校での教育活動を実施している場合も、避難所開設及び運営のために指定参集職員が学校に向かう。

教職員の勤務体制

- 非常時に学校に残ることのできる教職員を把握しておく。
- 教職員は学校に管理職・判断者の許可のもと宿泊してもよい。
- 翌日、公共の交通機関での出勤が不可能な場合の出勤方法については、自転車や徒歩を原則とするが、被災の状況や教職員の実態に応じて校長が判断する。

<登校中・放課後等、学校と家庭・地域にいる児童・生徒が混在する場合、宿泊行事・校外学習等の対応>

- (1) 学校の敷地内にいる児童・生徒、学校に来た児童・生徒を1箇所に集める。※放課後キッズ、学童と共通理解を図っておく。
- (2) 引き取り、教職員が家庭まで送るなど人数に応じて対応をする。
 - ① 放課後学習支援教室、放課後キッズ、学童の時間に移行している時
 - 放課後学習支援教室指導中は、指導員と教員が連携して対応する。
 - 放課後キッズ、学童で校庭に児童がいる場合は、担当職員が責任をもって、学校と連携しながら対応するものとする。
 - 学童保育中は保育室で待機する。高学年がまだ学校にいる時間帯の発生は学校で待機する。学校併設学童保育所は保育室で待機する。
 - 保護者等が帰宅困難になり、宿泊しなければならない時には、学童の児童も学校で待機する。
 - ② 登校中・下校中の時
 - 児童・生徒は学校に居ることを基本とするが、自分の置かれた状況によって判断をする。(家との距離、被害状況等)
 - 保護者が帰宅困難者となる場合も含め、日頃から場所・状況の「ターン」を想定して家庭でよく話し合っておくように、安全指導等での指導及び家庭への啓発を行っておく。
 - (3) 宿泊行事・校外学習等学校外での発生については、事前に設定した一時待機所・避難所に児童・生徒を集める。現地に対策本部を設け、児童・生徒の安否情報等学校との連携を図り、児童・生徒が安全に帰校できるよう対応する。

地震発生時の学校対応のモデル

震度	レベル	児童・生徒在校中	登下校中・混在	校外学習中 <small>(学校周辺、遠足・社会見学、模擬教室、修学旅行等)</small>	教職員の勤務体制	○外部機関との連携 ☆保護者への情報提供の方法	避難所等との連携
2 3	I	○通常の避難対応	○通常の避難対応 ○登下校中は特に指示なし	○通常の避難対応 (実地踏査での確認)	○通常の避難対応	○特になし	
4	II	○通常の避難対応 ○けが人、病人の確認	○在校生の安全確認 ○登下校中は*1	○現場の状況に応じた対応 (実地踏査での確認)	○校内破損箇所の点検、報告 ○けが人、病人の自宅への搬送	○必要に応じて学童、放課後キッズ、児童館などへ連絡 ☆必要に応じて、電話連絡、通知文メール等で発信する。	
5	III 検討後 避難所開設	○校庭等へ避難 ○体育館の安全を確認後体育館へ誘導 ○小・中学校ともに学校待機、引き渡しによる下校*3 (ただし、中学校においては避難所にならない程度なら状況により集団下校もあり得る。)	○在校生を1箇所に集め、安全確認、人員点呼の上引き渡しによる下校 ○登下校中は*1	○現場の状況に応じた対応 〔想定される対応〕 ・現場の避難経路に従った対応 ・交通機関の停止による対応 ・宿泊を見通した対応 ・学校、市教委との連絡方法の確保	○人員点呼・症状確認 ○校内破損箇所の点検、報告 ○ガス管の止栓 ○水道水の確保 ＜小＞家庭連絡、待機児童対応と学校周辺のパトロール*2 ＜中＞一旦待機、その後の状況把握及び判断に基づいて集団下校とともに学校周辺のパトロール	○基本的には学校敷地内に残っている児童、生徒(学童、ASS、放課後キッズ、部活動など)は学校が1箇所に集める。敷地外の学童、児童館等はその施設職員に任せる。 ☆必要に応じてあるいは可能な場合は、電話連絡、メール等で発信する。	○近隣住民が学校に避難してきた場合、児童・生徒の安全確保とともに、避難者に対してどこにどのように待機したらよいかを指示する。
6 7	IV 避難所開設	○校庭等へ避難 ○体育館の安全を確認後体育館へ誘導 ○小・中学校ともに学校待機、引き渡しによる下校 ＜中＞必要に応じて避難所運営の手伝い	○在校生を一カ所に集め安全確認 ○登下校中は*1、ただし必要に応じて極力学校に戻るよう指導しておく	○現場の状況に応じた対応 〔想定される対応〕 ・現場の避難経路に従った対応 ・交通機関の停止による対応 ・宿泊を見通した対応 ・学校、市教委との連絡方法の確保	○人員点呼・症状確認 ○校内破損箇所の点検、報告 ○ガス管の止栓 ○水道水の確保 ○小・中学校ともに、家庭連絡する職員と待機生徒に対応する職員に分かれる。 ○特別な事情のある職員は勤務を解く。 ○電話が通じない場合でも保護者に引き渡すまで下校させない。 ○避難所対応	○基本的には学校敷地内に残っている児童、生徒(学童、ASS、放課後キッズ、部活動など)は学校が1箇所に集める。敷地外の学童、児童館等はその施設職員に任せる。 ○必要に応じて救急車要請、警察への連絡、避難所運営メンバー(地域人材)への連絡を行う。	○市職員等が駆けつけて避難所が開設されるまでの間、避難してきた地域住民に必要な指示を出す。 ○発災1～2日で避難所運営委員会が機能するので、その過程で関係者と相談しながら児童・生徒の安全確保に努める。

*1 登下校中に大きな地震を感じたら、基本的には学校へ戻るよう指導しておく。家へ帰るかどうかは各家庭で決めておくよう指導しておく。

*2 待機児童・生徒に対応する教職員と学校周辺をパトロールする教職員は、予め決めておく。

*3 引き取りカードを作成の上、引き渡しによる下校について、各校で訓練しておく。中学校では、予め、帰宅させるか保護者の迎えとするか等の調査を実施しておく。

関係機関との調整

- 防災安全課、校長会役員、副校長会役員、教育指導支援課で調整会をもつ。
- 避難所運営委員会と学校教職員との関係を整理し、組織化する。
- 休日及び夜間の災害時の教職員の避難所(居住地も含む)への関わりを明確にする。
- 学校としての「基本対応手順」をPTA及び地域に説明する機会をもつ。

学校防災体制の整備

- 「地震発生時の学校基本対応手順」に従った環境整備をする。
- 年度当初には、震度5以上の地震を想定した避難訓練を実施する。
- 被災市民が避難してきた場合も想定した訓練も実施する。